

○土山町立隣保館の設置および管理に関する条例

（昭和49年3月29日
条例第18号）

改正 昭和51年3月16日条例第1号 昭和52年3月26日条例第13号
昭和52年9月24日条例第25号 平成12年2月7日条例第1号
平成13年3月13日条例第4号

（設置）

第1条 隣保館は同和対策地域総合センターとして、基本的人権尊重の精神にのっとり、同和地区およびその近隣地域住民に対して同和問題解決のための各種対策を総合的に推進し、もって地域住民の社会的文化的水準の改善向上と差別意識の解消を図り同和問題の速やかな解決に資することを目的として設置する。

（名称および位置）

第2条 施設の名称および位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
土山町立梅田会館	土山町大字大野5,221番地24
土山町立清和会館	土山町大字北土山2,747番地2

（事業）

第3条 隣保館は第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 同和対策の連絡調整に関すること。
- (2) 相談事業に関すること。
- (3) 調査および研究に関すること。
- (4) 自主的活動の育成指導に関すること。
- (5) 教育文化の向上および啓発に関すること。
- (6) 社会福祉の増進および保健衛生の向上に関すること。
- (7) 同和対策の推進に関すること。

（職員）

第4条 隣保館に、次の職員を置くものとする。

- (1) 館長
- (2) 指導職員

(3) その他の職員

- 2 館長および指導職員は、社会福祉主事の資格を有する者もしくは社会福祉事業に2年以上従事した者または隣保館の運営に関し、これらと同等以上の能力を有する者でなければならない。
- 3 館長は、原則として、もつばら当該隣保館の職務に従事することのできる者をもつてあてなければならない。
- 4 指導職員は、もつばら当該隣保館の職務に従事することのできる者をもつてあてなければならない。ただし、隣保館の事業の執行に支障がないときは、一部の指導職員についてはこの限りでない。

（運営委員会）

第5条 隣保館の運営を円滑ならしむるため隣保館運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（使用の許可）

第6条 隣保館を使用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が許可された事項を変更する場合も同様とする。

- 2 町長は、前項により許可した場合において条件を付することができる。

（許可の制限）

第7条 町長は、次の各号の1に該当するときは、隣保館の使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序または善良な風俗をみだすおそれがあると認めるとき。
- (2) 建物および附属設備を汚損し、もしくは破損するおそれがあるとき。
- (3) 管理上支障があるとき。
- (4) その他町長が適当でないときと認めるとき。

（使用料）

第8条 隣保館の使用を許可したときは、土山町使用料および手数料条例（平成12年条例第1号）の定めるところにより使用者から、使用料を徴収する。ただし、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する隣保事業の趣旨に基づく目的で隣保館を使用するときは、使用料を徴収しない。

（使用権の譲渡禁止）

第9条 使用者は、使用の権利を他人に譲渡し、または転貸してはならない。

（使用許可の変更、停止および取消）

第10条 次の各号の1に該当するときは、町長はその使用条件を変更し、または使用を停止し、もしくは使用許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者が条例またはこの条例に基づく規則もしくは指示に違反したとき。
- (2) 災害その他不可抗力による理由のため使用ができなくなつたとき。
- (3) 前2号のほか、管理の都合により必要が生じたとき。

2 前項において当該許可の変更、停止または取消を受けたものに生じた損害については、町は賠償の責を負わない。

（原状回復の義務）

第11条 使用者は、隣保館の使用を終つたときまたは前条の規定により使用の許可を取り消されもしくは使用を停止されたときは直ちに原状に回復しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、町長がこれを代行する。この場合において使用者は、その費用を負担しなければならない。

（使用者の管理義務）

第12条 使用者は、隣保館の使用中は善良な管理をしなければならない。

2 使用者は、隣保館の使用中は建物および附属設備を亡失し、または損傷したときは町長の査定するところによりその額を賠償しなければならない。

（委任）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和51年条例第1号）

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

付 則（昭和52年条例第13号）

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

付 則（昭和52年条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成12年条例第1号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成13年条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。